

伊勢齋宮関係国歌集成

——平安前期を中心にして——

所 京 子

The Collection and Explanation of the Japanese Odes (WAKA) about Imperial Princess Devoted to the Ise Shrine (SAIKU) in the Former Heian Period

Kyoko Tokoro

はじめに

伊勢齋宮の国歌といえは、すでに天武天皇朝の齋宮・大伯皇女の歌が、『万葉集』^二巻第に六首収められている。^一また朱雀天皇朝の齋宮・徽子女王は、三十六歌仙の一人に数えられ、入内後の歌が約一六五首伝わっている。

このように、勅撰集や私家集などを調べてみると、齋宮およびその関係者の中には、国歌の才に秀れたものが少なくない。そして従来、その幾つかは齋宮の個別研究の中で取り上げられたこともあるが、それらを集成したものは、未だ管見に入らない。

そこで私は、先年来このような伊勢齋宮関係の国歌を集めることに心懸けてきた。本稿には、そのうち平安前期(村上天皇朝まで)の国歌を紹介しようと思う。ここにいう伊勢齋宮関係の国歌を分類すれば、次のごとく類別することができる。(齋王退下後の歌は省略した)

A 歌の作者による分類

- ① 齋王自身
- ② 齋王の縁者
- ③ 齋宮の職員(男女官)

③その他(右の分類に入らないもの、および齋王との関係が明らかでないもの)

B 詠われた場所による分類

- ④ 京都の御所・野宮など
- ⑤ 群行と帰京の道中
- ⑥ 伊勢の神宮・齋王宮など
- ⑦ その他(右以外の場所、または詠われた場所のはっきりしないもの)

以下、第一節においては、歴代齋宮順に国歌を掲げ、第二節においては、それらに若干の解説を試みる。たゞ、勅撰集や私家集など種々

の記録に散在している斎宮関係の和歌を可能な限り集めたものゝ、その蒐集作業に予想外の時間を費した。したがって、それぞれの歌の年代や内容についての考証は、かならずしも充分とはいえないが、後日、博雅の御示教を得て補訂したいと考えている。

詞書、和歌の引用にあたっては、主として国歌大観（正・続）、日本文学大系（風間書房）、日本古典文学大系（岩波書店）、桂宮本叢書、新群書類従、西本願寺本三十六人集等の諸本によった。補注また、便宜上、濁点・句読点を附し、ひらがなは適宜漢字になおした部分もある。

子 京 所
〈清和天皇朝の恬子内親王〉

業平朝臣の伊勢国に罷りたりける時、斎宮なりける人に、いとみそかに逢ひて、またのあしたに、人やるすべなくて、思ひをりける間に、女のもとよりおこせたりける
読人しらず

(イ) 下

1 君やこし 我やゆきけむ 思ほえず 夢か現か ねてか醒めてか
かへし 業平朝臣

(ロ) 下

2 かきくらす 心の闇に まどひにき ゆめ現とは 世人さだめよ
〔古今和歌集〕卷第十三 恋歌三
業平朝臣伊勢へ下り侍りける時、斎宮に侍りける女房の許より
読人しらず

3 千早ぶる 神の忌垣も 越えぬべし 大宮人の 見まくほしさに
(イ) 下

返し

業平朝臣

4 恋しくば きても見よかし 千早振る 神の諫むる 道ならなくに
(ロ) 下 〔続千載和歌集〕（卷第十三） 恋歌三

〈醍醐天皇朝の柔子内親王〉

斎宮群行の長奉送使にて、かのみやより京にかへるに、たけのみやは、かのみやのななり
(兼輔)

5 呉竹の よよの都と 聞くからに 君が千年は うたがひもあら
じ (ロ) 下 〔中納言兼輔集〕桂宮本叢書 私家集一

おほやけの御使に、斎宮にまで返りなむとて、ふるく知れりける女といふは、さいぐうの内侍なり
(斎宮の内侍)

6 人はかる 心のうちは きたなくて 清き渚を いかで行きけむ
(ロ) 下 〔兼輔集〕日本文学大系第十 一巻三十六人集

返し

7 たがために 我は命を なが濱の 浦にやどりを しつつかはこし
(ロ) 下 〔権中納言兼輔卿集〕新群書類従10 和歌部四

8 争で彼の 年切もせぬ 種もがな 荒れたる宿に 植てみるべく
(ロ) 下 〔後撰和歌集〕卷第十六 雑歌一六

かの女御左のおほいまうち君（大臣）に、あひにけりと聞きて遣しける
斎宮のみこ

9 春毎に 行きてのみ見む 年切りも せずと云ふ種は おひぬとか
きく (イ) 下

〔後撰和歌集〕卷第十六 雑歌一六

延喜十七年、伊勢の齋宮の御料に、国々の名ある所々を書かせ給へる御屏風の歌召しありしかば、奉りし
(躬恆)

鈴鹿山

10 音にきく 伊勢の鈴鹿の山河の 早くより我が 恋ひ渡るかな
(㊦㊧、以下19まで同じ)

まとがた

11 梓弓 いるまとがたに 満つ潮の 晝逢ひ難み 夜をこそまで

綱代の濱

12 潮みてば 入江の水も ふかやめの 綱代の濱に よする沖つ波

うはせ河

13 うはせ河 下の心も 知らなくに 深くも人の 思ほゆるかな

はり河

14 唐衣 ぬふはり河の 青柳の 絲よりかくる 春はみにこむ

竹河

15 もみぢ葉の 流るる時は 竹河の 淵の緑も 色かはりけり

わたらひ

16 玉櫛笥 二見の浦に すむ蟹の 渡らひ草は みるめなりけり

みつ

17 殊更に 我は見つらむ こ笹原 さして問ふべき 人はなくとも

うきしま

18 いざやはた 身の浮島に 泊りなむ 沈みつつのみ よを経ればう

し

ながはま

19 なが濱に みて潮垂るる 時鳥 五月ばかりは 蟹にざりける

(『躬恆集』 日本文学大系第十一卷 三十六人集(上))

〈朱雀天皇朝の雅子内親王〉

西四条の前齋宮まだみこにものしたまひし時、心ざしありて思ふ事

侍りける間に、齋宮に定まりたまひにければ、其あくるあしたに、
柿の枝につけてさしおかせ侍りける 敦忠朝臣

20 伊勢の海の 千尋の濱に 拾ふとも 今は何てふ かひが有べき

(㊦㊧)

(『後撰和歌集』 卷第十三 恋歌五)

西四条の齋宮のもとに、花につけて遣しける 権中納言敦忠

21 句薄く 咲ける花をも 君が為 折りとしをれば 色まさりけり

(㊦㊧)

返し

22 折らざりし 時より句ふ 花なれば わが為深き 色とやは見る

(㊦㊧)

(『玉葉和歌集』 卷第十二 恋歌四)

(敦忠)

23 伊勢の海に 舟を流して 潮垂るる 蟹のわが身と なりぬべきか

な(㊦㊧)

(雅子内親王)

24 伊勢の海の 蟹もあまたに なりぬらむ われも劣らず 潮を垂る

れば(㊦㊧)

齋宮に居給てのちに

(敦忠)

25 池水の 身をまかせつつ 契り来し 昔を人は いか忘れん

(㊦㊧)

(雅子内親王)

26 契りおきし こと忘れたる 我ならば とふにつきても おぼえざ
らまし (イ) (チ)

齋宮の御くだりに黄金の鴛鴦を (敦忠)

27 思へども なほをしどりの たち返り とまるしあらば 行きは離
れじ (ロ) (チ) (書陵部本『敦忠集』)

西四条の齋宮の、九月晦日くだり侍りける、ともなる人に、ぬさ
つかはすとて 大輔

28 紅葉ばを 幣とたむけて 散しつつ 秋と共にや 行かむとす覧
(ロ) (チ) (『後撰和歌集』(卷第十九 離別翻旅))

京 子 齋宮くだりたまひて (師輔)

29 うらごとの あらしになびく をふねゆへ とまるわれさへ しが
れぬるかな (ロ) (チ)

御返し (雅子内親王)

30 八十嶋の うらみてかへる ふねよりも しがれはこちの 風ぞ吹
かまし (イ) (チ)

また (師輔)

31 ことのはは つきせぬことと 聞きしかど 秋にはあへぬ ものに
さりけり (ロ) (チ) (『九条丞相集』 桂宮本叢書第二 卷 私家集二)

承平四年中宮の賀し給ひける時の屏風に 齋宮内侍
32 春の田を 人にまかせて われはただ 花に心を つくる頃かな
(ロ) (チ)

33 色かへぬ 松と竹との 末の世を いづれ久しと 君のみぞみむ
(イ) (チ) (『拾遺和歌集』 卷第一春及 卷第五賀)

村上天皇朝の楽子内親王

天曆十一年九月十五日、齋宮下り侍りけるに、内より硯てうじて
たまはすとて 御製

34 思ふ事 なるといふなる 鈴鹿山 越えてうれしき 境とぞぞきく
(ロ) (ホ) (『拾遺和歌集』 卷第九 雑下)

天曆の御時、九月十五日齋宮下り侍りけるに楽子、天曆皇女、母計子、中納言庶明女
御製

35 君が世を 長月とだに思はずば いかに別の かなしからまし (ロ)
(チ) (同右、卷第六 別)

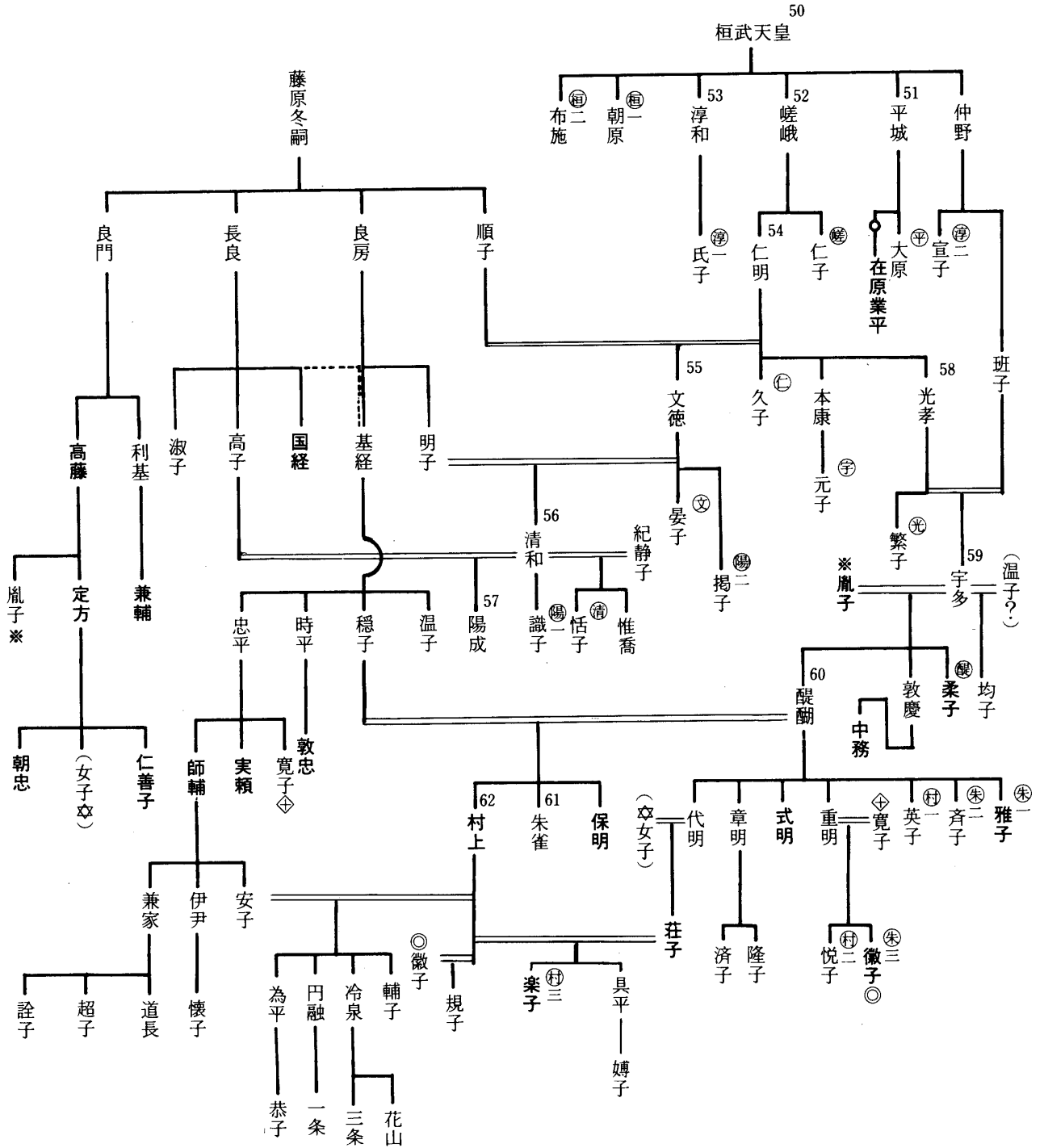
天曆の御時、齋宮下り侍りける時の長奉送使にて、まかり帰らむ
とて 中納言朝忠

36 萬代の 始とけふを 祈りおきて いま行く末は 神ぞ知るらむ
(イ) (ト) (同右、卷第五 賀)

二

以上、平安前期における齋宮関係の和歌として三十六首を掲げた。
このうち、Aのイは七首、ロは二十三首、イは六首、またBのホは一
首、トは八首、チは二十七首である。これら蒐集した和歌により、本
稿で扱う齋王名および右分類の内訳を示すと、次表の通りである。

平安前期齋宮関係略系図



(注)歴代天皇の右肩の数字は御即位順。=は婚姻，…は養子の関係。歴代齋王の右肩の文字は当代天皇の略称，数字は当代内順位。
 本略系図は『尊卑分脈』等に拠ったが兄弟姉妹は順不同。本稿中に直接言及した齋宮関係と歌作者等はゴチック体。

明らかでない。つづいて八月三日には野宮⁽¹⁰⁾に入御せられ、翌昌泰二年（八九九）の九月八日まで潔齋生活をおくられることになる。

群行の前日九月七日は、京に地震があり、八日当日は大風であった⁽¹¹⁾が、この中を柔子内親王は葛野川で御禊し、伊勢に向けて出発しておられる。『西宮記』^(臨時五)には、この時のほうが次のごとく記されている。

昌泰二年九月八日、己亥、降雨、齋王参^二伊勢^一。……長奉、送使、中納言国経、参入。……奉送勅使并陪従公卿等、候^二軒廊南面壇上^一。

……齋王乘輿、出^二昭訓門^一至^二八省^一、東路南行、至^二郁芳門^一一路東折、至^二美福門^一南行、即出^二東掖門^一云々……於^二会坂^一暁。

九日巳刻、到^二勢多^一。十日甲賀。十一日垂水。十二日鈴鹿。十三

日壹志。十四日依^二馬落胎穢^一、留^二壹志^一、同日到^二離宮^一、依^レ未^二齋宮修理^一。十五日離宮、有^二馬落胎^一、仍齋王不^二参入^一。

この群行において、馬の落胎による穢があり、またそれに加えて齋王宮の修理が未だ為されていない状態で、柔子内親王は一時離宮院に留⁽¹²⁾つてから齋王宮に入られたようである。柔子内親王はこれより以降三十四年というながきに亘り、この齋王宮で生活されることになるのである。

さて5の歌は、詞書にも明らかのように、柔子内親王群行の長奉送使の随員として伊勢へ下った藤原兼輔が、「たけのみや」⁽¹³⁾ 齋王宮をたつて京へ帰る時に詠った歌である。

この長奉送使とは、監送使のことで、齋宮を伊勢まで送る勅使をいう。『延喜式』^(五、神祇) 齋宮寮によると、「参議一人（或以^二中納言^一充之）、弁一人、史一人、六位以下官人一人」とされている。先の『西宮記』所引記録により、この時の長奉送使には「中納言国経」なる人物がい

たことがしられる。藤原国経は、従三位中納言で大宰権帥を兼ねているが、この時すでに七十二歳の高令である。この国経は系図にも明らかなく、藤原長良の男で基経、高子、淑子らと兄妹であり、宇多天皇に重用された尚侍淑子の兄にあたる関係から、皇女柔子内親王の長奉送使に選ばれたものであろう。

また兼輔は、このとき讃岐権掾であったが、内親王とは縁つづきであった。すなわち系図のごとく、内親王の母胤子は兼輔といと同志であり、また、内親王のおじ定方の女は、兼輔室でもあったことから、齋王について下向したものであろう。このように、群行のさいの随員⁽¹⁴⁾には齋王と何らかの関係のある縁つづきの者が選ばれたことがわかる。⁽¹⁵⁾

6・7は、詞書にも明らかなく、中納言兼輔が「おほやけの御使」⁽¹⁶⁾ 公卿勅使として齋宮に下ったとき、古くからの知り合いである齋宮内侍とかわした歌である。兼輔が公卿勅使として再び伊勢へ下向したのは、権中納言となった延長五年（九二七）正月以降、柔子内親王退下の同八年（九三〇）正月までの間と思われる。⁽¹⁷⁾

8・9にみえる人物のうち、「三条右大臣」とは、藤原高藤の男定方であり、「齋宮のみこ」は、もちろん柔子内親王^(このときは、すでに齋宮退下後、いわゆる「前齋宮」である)、「むすめの女御」「かの女御」とは、定方女の仁善子、「大臣」「左のおほいまうち君（大臣）」とは、藤原実頼のことである（系図参照）。

8の詞書にみえる「三条右大臣みまかりてあくる年の春」とは、右大臣従二位の定方が承平二年（九三二）八月四日に五十八歳^(六十歳と)で薨じているから、その翌年承平三年（九三三）春のことである。仁善子は、はじめ醍醐天皇の女御であったが、のち左大臣藤原実頼に嫁

す。柔子内親王は、母胤子が早くなくなっている、母の弟である叔父の定方が何かと世話をしたもようである。

そのことは、たとえば『日本紀略』延喜十三年（九一三）九月廿七日条に「詔遣二 中納言藤原定方等於伊勢齋宮一、勞二 問内親王之病惱一」とある⁽¹⁸⁾。醍醐天皇が、天皇の名代である妹の齋宮柔子内親王の病を案じられたであろうことは、もちろんであるが、その使に齋王の叔父を行かせているのは、それなりの私的配慮も働いているとみてよいであろう。これに対して内親王の方も、定方に感謝の念をもっていたことは、のち承平二年（九三三）八月四日に薨じた定方の七々日に、定方の子女とともに調布百端を贈っていることからもしられよう。当然いこの仁善子とも親しかったものであろう。8・9の歌は、その仁善子とかわしたもので、実頼からの召に応じるべきかどうかを従姉妹同志のよしみで相談しているものである。

10・19の歌は、延喜のころ紀貫之と共に名をさせた凡河内躬恒の作である。躬恒は、醍醐天皇に召されて御書所、御厨子所に祇候したが、延喜五年（九〇五）には貫之らと共に勅を奉じて『古今和歌集』を撰んでいる。これら十首の歌は、詞書にも明らかなく、伊勢齋宮の御料に、国々の名所を書いた屏風の歌として詠まれたものである。西本願寺所蔵三十六人集（新校群書類従12
和歌部内）の『躬恒集』には、歌のあとがきに

此十首は、延喜十六年四月廿二日、わたくしごとにつきて、いせの齋宮にまかりける時、則寮頭國中をつかひにて、国々の所々の名を題にてよませ給ふ

とあって、躬恒が前年の延喜十六年（九一六）四月に、私用で伊勢の齋宮に下り、この歌を作り齋宮に詠進したものである。ここにみえる

齋宮寮頭國中なる人物は『尊卑分脈』等にもみあたらない。

なお、詞書にみえる地名の中で、「まとかた」は、吉田東伍氏『大日本地名辞書』（第二卷）
上方）によれば、的形浦であり、「三重県多気郡流田郷東黒部の浦の旧名」という。この東黒部は、櫛田川の東岸で北は海に接している。また、「うはせ」は、度会郡宇波西^{ウハシ}というところがあり、離宮院址（度会郡小俣）の近くではなかるうかとされる。さらに、「みつ」は、「三津」であり「度会郡今東二見村の大字なり、……三津の東北は江村二見浦なり」という。「竹河」は、云うまでもなく多気郡齋宮の竹川（多気川）である。ともに齋宮にちなんだ地名が詠われている。

この他に、柔子内親王の齋宮退下後、『中務集』に「前齋宮の五十賀の御屏風、わかかな」という詞書で「若菜生ふる 野を占めおかむ 君が為 千年の春は 我ぞ摘むべき」という歌がのこされている。中務は、齋宮の兄・中務卿敦慶親王の女（母は歌人の伊勢）で、源信明の妻となっている。七十歳近くまで生存し、かなりの人々と交渉をもったことは、その贈答歌から知られる。三十六歌仙の一人でもある。この中務については、山口博氏「中務家の歌人たち」⁽²¹⁾が参考になる。

なお、右の歌が詠われた齋宮の五十賀は、柔子内親王の誕生を寛平三年（八九二）とすれば（前述）、天慶三年（九四〇）にあたるので、その頃の作と思われる。

へ朱雀天皇朝の雅子内親王

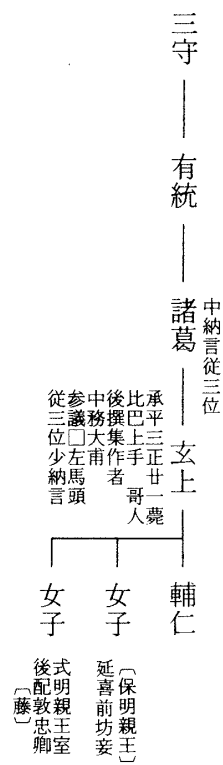
20・27は、雅子内親王と藤原敦忠との恋のやりとり、29・31は、雅子内親王と師輔の贈答歌である。

雅子内親王は、西四条齋宮と称され、醍醐天皇第十皇女であり、『本朝皇胤紹運録』には、「齋宮、配二九条殿一、恒徳公母」とみえる。恒

徳公とは為光のことである。雅子内親王は齋宮退下後、藤原師輔に望まれてその妻となり、高光・為光・尋禪・愛宮らを生んでいる。しかし、20〜27の歌でもわかるように、雅子内親王は齋宮卜定以前より藤原敦忠と恋をしていたのである。これについては、久徳高文氏の「齋宮の恋―雅子内親王と敦忠―」（前掲書所収）が、和歌を中心にして詳しく論述されている。また29〜31までは師輔との交渉を物語る歌であるが、これについては、山口博氏の「藤原師輔論」⁽²²⁾が参考になる。

さて28は、大輔の歌であるが、この大輔とは、『古今和歌集目録』に「大輔一首」とみえ、「勅撰和歌作者目録」の「後撰和歌集目録」に「大輔^{十四}」とあるが、前者には「但馬守源弼女子」とあり、小沢正夫氏も『作者別古今和歌集』において、「源弼の娘。元慶から延喜ごろの人か」^(二四二頁)とされているにすぎない。しかし、28の大輔は齋宮雅子内親王の群行のとき、すなわち承平三年（九三三）九月にこの歌を作っているから源弼の娘では年代的にずれがある。そこで『後撰和歌集』をしらべてみると、大輔の歌は十五首みられるが、その歌のやりとりからみて、交渉をもった男性も、実頼・師輔・小野道風・朝忠・橘敏仲・敦忠・敦敏と頗る多い。28の歌は別れにさいして群行の一行の中の一人に幣とともに贈られたものであろう。

従って、古今集にみえる大輔は、源弼女であったとしても、後撰集にみえる大輔は、おそらく別人であって、私はいわゆる玄上朝臣女の姉妹ではないかと思う。後撰集の中での二人の歌のやりとりからもそれはいえるが、⁽²³⁾『尊卑分脈』^(第二篇 四三七頁)にも下の系図のごとくみえる。すなはち、これにより、玄上朝臣の女子二人のうち、姉は保明親王妾、妹は式明親王室⁽²⁴⁾であったことがわかる。それ故に大輔も、「先坊」保明親王のなくなつた悲しみを、玄上朝臣女と共通のものとしてうけとめた



のであろう。また父玄上は中務大府であり、その娘ゆえ父の官名をとつて「大輔」とよばれたものと思われる。

32と33は、柔子内親王に仕えた齋宮内侍の歌であり、この詞書にみえる中宮とは皇后宮穩子のことであろう。6にみえる齋宮の内侍と同一人物と思われる。この齋宮内侍も「拾遺和謄抄目録」に「齋宮内侍二」とみえるのみで詳しいことはわからない。

〈村上天皇朝の楽子内親王〉

村上天皇朝の齋宮・皇女楽子内親王の群行は、34・35の詞書によれば、^(天徳元年)天曆十一年（九五七）九月十五日とみえるが、十五日は五日の誤伝であろう。『日本紀略』によれば、八月二十九日に群行に先立つ大破が朱雀門で行なわれ、同九月五日「伊勢齋宮楽子内親王禊^二西河^一、參^二向伊勢^一、天皇幸^一八省院^二発遣之^一」とみえる。また師輔の日記『九曆』同日条にも「伊勢齋王向^レ国」とみえ、五日であったことがわかる。

36の歌は、この群行のさい、藤原朝忠が長奉送使をつとめて、伊勢より京へ帰る時、齋宮に捧げられたものである。なお、『九曆』天徳元年（九五七）八月十二日条には、「齋宮下向、定^二長奉送使等事^一」と

あり、同廿九日条には「齋王長奉送使中納言辞退、被_レ仰_二参議朝忠一事」とあって、はじめ中納言に仰せられたが、辞退したため、参議朝忠がこの役を果すことになったものである。ちなみに、このとき朝忠は『公卿補任』によれば、讃岐守、右衛門督を兼ね、四十八歳であった。

楽子内親王は、村上天皇第六皇女で、御母は具平親王と同じ代明親王女、女御莊子女王である。莊子女王の母は定方女であり、右の朝忠とは兄妹(姉弟)になる。したがって齋宮・楽子内親王は、朝忠にとつて姪の子にあたる(系図参照)。前述のごとく、このような関係もあって朝忠が長奉送使に選ばれたものであろう。

なお、35の詞書にみえる「楽子、天曆皇女、計子、中納言庶明女」という割注は、他の史料が混入したものか、あやまりである。⁽²⁵⁾『栄花物語』⁽¹⁾月宴にも「……又おなじ御はらからの代明の中務の宮御むすめ麗景殿の女御とてさぶらひ給(略中)、麗景殿の女御、おとこ七宮、女六宮生れ給にけり」とある。⁽²⁶⁾

楽子内親王は、齋王を退下されてから三十二年後に亡くなった。⁽²⁷⁾『小右記目録』^(二十一、親王)によれば「長徳四年九月十六日薨(四十)とあるが、『日本紀略』同年(九九八)九月廿五日に「前々齋宮逝去事」ともある。内親王の母莊子女王は、村上天皇崩御の康保四年(九六七)以後尼となって過ぎられるが、娘の楽子内親王がなくなつてから、余生を佛に仕え、寛弘五年(一〇〇八)七月十六日七十九歳で薨せられた。

34・35の御製は、伊勢に旅立たれる幼い皇女に、硯を賜われるさい詠われたものであるが、この二首の御歌には、歌をよくされた村上天皇の、齋王の御父君としての感慨がこめられている。思うことがなると

いわれている鈴鹿を越えてゆくのだから、とこのとき六歳の内親王を力づけておられる。御自の御代^{みづから}のながかれと思えば齋王の帰京は望まれない、最愛の皇女を伊勢に齋かしめられた歴代の天皇も、みなこのような想いをこめて齋王を送り出されたことであろう。⁽²⁸⁾

おわりに

以上、平安前期の齋宮関係の歌三十六首を掲げ、その解説を試みた。この時期に登場する四人の伊勢齋王の中、とくに柔子内親王と雅子内親王は、みづからも和歌をよくされ、その縁者も和歌を比較的多くのこしていることがわかった。また、随員の家系を調べてみると、齋王の縁者が少なくないことが明らかになった。この点は、平安中・後期においても言えることであるが、その詳細は続稿において述べることにしたい。

注

(1) 大伯皇女の歌は、左の六首である。

大津皇子、竊かに伊勢の神宮に下りて上り来ましし時の大伯皇女の御作
歌二首

105 わが背子を 大和へ遣ると さ夜深けて 曉露に わが立ち濡れし

106 二人行けど 行き過ぎ難き 秋山を いかにか君が 獨り越ゆらむ

大津皇子薨りましし後、大来皇女伊勢の齋宮より京に上る時の御作歌二首

163 神風の 伊勢の国にも あらましを なにしか来けむ 君もあらなくに
164 見まく欲り わがする君も あらなくに なにしか来けむ 馬疲るるに

大津皇子の屍を葛城の二上山に移し葬る時、大伯皇女の哀しむ傷む御作
歌

165 うつそみの 人にあるわれや 明日よりは 二上山を 弟世とわが見む
 166 磯のうへに 生ふる馬酔木を 手折らめど 見すべき君が ありと言はな
 くに
 なお、『万葉集』(巻第)には、左の一首がある。

和銅五年壬子の夏四月、長田王を伊勢の齋宮に遣はす時山辺の御井にし
 て作る歌

81 山の辺の 御井を見がてり 神風の 伊勢少女ども 相見つるかも

この長田王は、『一代要記』に元明天皇朝の齋王と伝える円方女王の父である。ちなみに、『齋王宮跡資料』(三重県教育委員会)の齋王表には『一代要記』の元明天皇の条には智努女王、円方女王が齋王となったように記すが、『古事類苑』の編者がいうように、他書に見えず、疑わしいので、除外した。(四八頁)とあるが、すでに山中智恵子氏も『齋宮志』(八八―八九頁)で指摘しておられること、この齋宮が神宮であれば問題外となるが、もし多気の齋王宮をさすとすれば、円方女王が齋王であった傍証となる。

(2) 戸谷三都江氏「齋宮女御の歌」(『学苑』昭和三三年一月号)七〇頁。このうちで、徽子女王が朱雀天皇朝の齋王として、齋王宮で詠われた歌はない。徽子が未だ幼少であったこともあるが、作歌年代の明らかなものではじめてと思われるのは、退下後、村上天皇への入内のときのものである。ただし、娘の規子内親王が齋宮時代のときのもは多いが、これは平安中期の別稿で扱う。

(3) 戸谷氏前掲論文。山中智恵子氏「齋宮女御徽子女王―歌と生涯」(昭和五二年刊)。久徳高文氏「齋宮の文学」(『椋山女学園大学研究論集』第八号・第九号、昭和五二年・五三年)。同氏「齋宮の恋―雅子内親王と敦忠―」(『山崎敏夫教授追慕記念論中世和歌とその周辺』(昭和五五年刊)など。

(4) 『尊卑分脈』第四篇二二頁、高階師尚のところにも茂範の子としながら(同九〇頁)には、在原師尚として業平の子ともしている。「実在原業平子也。密通齋宮怡子内親王出生。依之此氏族子孫不参宮者也。」とある。

(5) 角田文衛氏「恬子内親王」(『紫式部とその時代』所収、昭和四一年刊)。山中智恵子氏「齋宮志」九、恬子内親王(昭和五五年刊)。なお、目崎徳衛氏は、「在原業平の歌人的形成」(『平安文化史論』所収、昭和四三年刊)補注1において、その史実性を疑っておられる。

(6) 『勅撰和歌作者目録』(久曾神昇氏編『日本歌学大系』別巻四所収、昭和五五年刊)〔後撰和歌集目録〕には、「齋宮内親王 一 柔子、號六條齋宮(略)」とある。六条とは、宇多法皇の御所「六条院」に住まわれたことからの呼称であろうか。ちなみに、『拾芥抄』中、諸名所第二十に

河原院六條ノ坊門南萬里小路東八町云々。融大臣家、後寛平法皇御所(號六條院)本四町京極西、號東六條院。とあり、もともと河原大臣源融の邸であったものを宇多法皇の御所とされたのである。

なお、『齋宮記』(『新群書類従』2補任部(一))が、次の雅子内親王を「号六条齋宮」としているのは、まちがいであろう。『勅修寺縁起』(『新群書類従』18釈家部(一))にも、「……柔子内親王と申は、六條の齋宮とも申にや」とみえる。

(7) 『日本紀略』延喜十年二月二十五日条に、「均子内親王薨。敦慶親王室。年廿一。」とあるので、逆算すると姉の均子内親王は寛平二年生れとなる。

なお、『本朝皇胤紹運録』均子内親王のところ「无品。配=敦慶親王―母同=天皇」とあるが、醍醐天皇も敦慶親王も同母であるので、これは『尊卑分脈』が均子内親王の母は藤原温子としているのに従った方がよいのではないかと思う。それでも異母兄に嫁していることになる。

(8) 『一代要記』によると、当時内親王宣下をうける年令はまちまちであるが、二、三歳から五歳前後が主で、十六歳の例もある。

(9) 『日本紀略』寛平九年八月十三日条および『大日本史料』第一編之二同日条所引「御即位条々」(柳原家記録二)参照。

(10) 野宮については、拙稿「齋王野宮の位置と造宮」(『神道史研究』第二七卷第四号所載昭和五十四年十月)参照。

(11) 『日本紀略』昌泰二年九月七日および八日の条。

(12) 寛平九年(八九七)から延長八年(九三〇)までの三十四年間。大伯皇女以後では最長である。二十五年間が一条天皇朝恭子女王、二十四年間が元正・聖武両天皇の井上内親王、二十一年間が後一条天皇朝の嫡子女王と堀河天皇朝の善子内親王である。

(13) 尚侍藤原淑子については、角田文衛氏「尚侍藤原淑子」(前掲書所収)参照。

(14) この兼輔と定方の関係については、村瀬敏夫氏も『古今集の基盤と周辺』(第八章)において述べられている(二一六七頁)が、事実、定方と兼輔は歌の上

でもやりとりが多い。『大和物語』には、式部卿宮教慶親王薨去の時、ともに哀悼歌の贈答を行っていることがみえる。また『権中納言兼輔卿集』には、三条右大臣定方と兼輔が交野に狩をし、歌のやりとりをしたことがみえている。

(15) 齋院の場合も、職員の中に賀茂齋王の縁者が少なくないことは、拙稿「狭衣物語にみえる齋院記事の史的考察」(『聖徳学園女子短期大学紀要』第七集所載、昭和五十六年三月)でも述べたが、最近武野ゆかり氏「中宮職の補任」(『神道史研究』第二十九卷第三号所載、昭和五十六年七月)でも指摘されている。

(16) 齋宮女官については、拙稿「平安時代の齋宮女官」(上)・(下)(『古代文化』第三十卷第三号・第四号所載、昭和五十三年三月・四月)参照。

(17) 拙稿「平安時代の齋宮女官・補遺」(『古代文化』第三十一卷第一号所載、昭和五十四年一月)

(18) 延喜十四年十一月二十七日にも齋宮・柔子内親王の病によって大神宮に奉幣している(『貞信公記』同日条)。

(19) 『大日本史料』第一編之六所引「勸修寺文書」(二十一勅) 承平二年八月廿二日条。

(20) 御書所については、拙稿「所」の成立と展開」(『忠窓』第二十六号、昭和四十三年三月、のち論集日本歴史3『平安王朝』所収、昭和五十年六月刊)および工藤重矩氏「内御書所の文人」(『中古文学』第二十六号所載、昭和五十五年十月)参照。

(21)(22) 山口博氏『王朝歌壇の研究』村上冷泉 円融朝篇前篇第八章および第二章(昭和四十二年刊)。

(23) 『国歌大観』本「後撰和歌集」卷第二十、賀歌 哀傷に、次のごとくみえる。
先坊うせ給ひての春、大輔につかはしける 玄上朝臣女

1407 新玉の 年こえつらし つねもなき はつ鶯の ねにぞなかるゝ
かへし 大輔

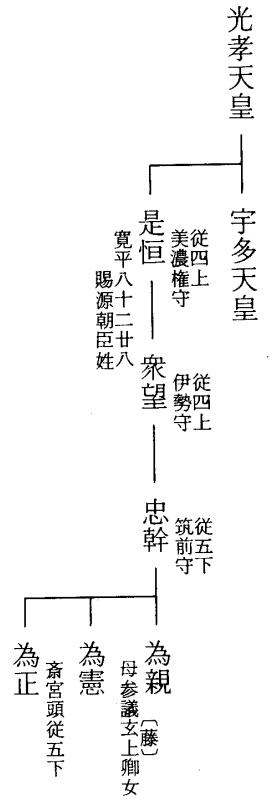
1408 ねにたてゝ なかぬ日はなし 鶯の 昔のはるを 思ひやりつゝ
同じ年の秋 玄上朝臣女

1409 諸共に なき居し秋の 露ばかり かゝらむ物と 思ひかけきや
人をなくなして、限りなく恋ひて思ひいりてねたる夜の夢にみえけれ

は、思ひける人に、かくなむといひつかはしたりければ 玄上朝臣女
1421 時のまも 慰めつ覧 覚めぬまは 夢にだに見ぬ 我れぞ悲しき
かへし 大輔

1422 悲しきの 慰むべくも あらざりつ 夢の内にも 夢と見ゆれば
これを見ると、玄上朝臣女と大輔が何らかの形で、「先坊」保明親王に関連のある人物であることがわかり、先坊の死を「諸共に」かなしみとしてうけて

(24) 前掲『勸撰和歌作者目録』(後撰和歌目録)には「玄上朝臣女子 三 成明親王妻也」とあるが、この成明は式明の誤であろう。『本朝皇胤紹運録』には、醍醐天皇皇子の式明親王の男として源親頼がおり、そこに「母玄上女」という注記がある。これが正しければ、この人物が大輔になるのではなからうか。なお、『大鏡』一に前坊の「御めのとこに大輔のきみ」というのがみえる。
また、『尊卑分派』(第三篇、光孝源氏、三七〇頁)によると、源為親の母は玄上女であったことがわかる。



(25) 村上天皇第二皇女理子内親王の母が、廣幡中納言源庶民女計子(更衣)であつたものであろう。
この為親の兄弟為正は齋宮頭であった。これについては、西本願寺本三十六人集『齋宮女御集』の中に「ためちかゞはらからのためくに神なりに五月五日まいりて、宮の御前のやり水をみかほのいけとなむいふなる、大ばん所にて」という詞書がある。(為親の兄弟「為くに」というのが為正のことであろうか)。為正は齋宮親子内親王のときの齋宮頭であるが、あるいは為親と同母であれば玄上女が母である。玄上女の二人のうちどちらかが、この忠幹の妻となったものであろう。

た。

(26) ちなみに、藤原行成の『権記』長保元年九月廿一日条に、次のような記事がみえる。

與ニ左四位少将一、同車、詣ニ大雲寺一。今日故楽子内親王御周闕也。中書王經ニ營此事一給。奉レ書ニ經外題願文一(略)下。

(27) 楽子内親王の齋宮退下後の生活については、ほとんど知られていないが、『齋宮集』(正保版「歌仙家集」)に次のごとくみえる。

伊勢より、れいけい殿のさい宮のみやに
うらとをみ はるかなりとも 浜千鳥 みやこのかたを とはぬ日ぞなき
御かへし 楽子

とひくるを まつほどすぎば 浜千鳥 なみまに猶ぞ うらみらるべき
山中智恵子氏『齋宮女御徽子女王』(二五三頁)によれば、これは天元三年(九七九)頃の作で、前齋宮として伊勢下向中の徽子女王から京の前齋宮楽子内親王に贈られた歌、と推定しておられる。

(28) 『西宮記』(臨時五任寮官)によれば、楽子内親王十四歳の康保二年(九六五)三月六日に、天皇は使を遣して内親王の御著裳料装束二具及び唐匣、調度、屏風などを送られている。その使源惟賢は十六日に内親王の報書をもって還り来た。伊勢までわざわざとどけられた父君としての愛情がここにもみられる。

〈補注〉

詞書および和歌は諸本により少からず異同がみられるが、とくに顕著な点を注記すれば左の通りである。

5の歌は、『新勅撰和歌集』(巻第七)にもみえるが、詞書は「勅使にて齋宮に参りてよみ侍りける 中納言兼輔」となっており、この歌が、兼輔の延長五年以降の中納言時代に勅使として伊勢下向したときにつくられたことになる。しかし、むしろ6・7の歌をこのときの歌とし、「呉竹の……」の歌が、なるほど御代始の歌にふさわしいので、わたくしは、桂宮本叢書私家集の『中納言兼輔集』の方を採った。なお、『君か千年は』は『新勅撰和歌集』では「君は千年の」となっている。

6は、群書類従本の詞書では、「伊勢の齋宮に参りて帰る時早う知りたる女の許よ

り」となっており兼輔の歌が重複し、そのあとに齋宮の内侍の返しがある。その前に「此の女は齋宮のないしといふなり」とみえる。

なお、図書寮所蔵桂宮本叢書第一巻私家集一『中納言兼輔集』の詞書は、「ちよく使にて、いせのくにへくたるとして、いまかへらむまゝにうらむなといひけるか、おとつれさりければ、ふねのないしか」として「人はかるこころのくまは……」の歌がつづき、兼輔の歌は「……うらにやとりを」で終わっている。「ふね」は「みや」の誤写であろうか。

29の歌は、『新統古今和歌集』(巻第九)にもとられている。ここでは「齋宮くだり給うける時 九条右大臣」という詞書で、「逢ふ事の 嵐にまがふ をぶねゆゑとまる我さへ 焦れぬる哉」となっている。

本稿は、図書寮所蔵桂宮本叢書第二巻、私家集二『九条右丞相集』を使っているが、同書解題(十五頁)には、次のごとくみえる。

西四条齋宮(醍醐帝皇女 雅子内親王)との贈答の一聯二十首の内「ことのはつきせぬことつきしかとあきにはあへぬものにさりける」の師輔の歌の次に、内閣本の尾五首(最末一首)が祖本の錯簡により混入し、「つきもせぬあきをしらぬ……」の宮返しに続いてある。かつ「宮返し」以下の詞書が数首脱落し、贈答の一聯が中断された形をとっている。

従って本稿では、このあとの十数首はあげていないが、師輔と雅子内親王の歌があることをことわっておく。なお山口博氏の「藤原師輔論」(九十二頁)には、「ことのはは つきせぬこと……」の御返しとして雅子内親王の「尽きもせぬ 秋をも知らぬ 言の葉の 外に散るとも 君はとりみよ」を掲げておられる。

34の歌の詞書には「九月十五日」とみえるが、新群書類従7和歌部(一)所収の『拾遺抄』(巻第九)には「天曆十一年九月七日」とある。これは本文でも述べたごとく五日が正しい。

36の詞書は、『朝忠集』(日本文学大系第十)二卷三十六人集下では「村上の御時の齋宮の下り給ふに長奉送使にて下りて帰るとて」(群書類従本では「齋宮の」が「齋宮」となっている)とあり、『拾遺抄』(巻第五)では「天曆御時齋宮のくだり侍りける時長奉送使におくり侍りてかへらむとするに女房盆さしてわかれをしみけるに 中納言藤原朝忠朝臣」とみえる。なお、ここでは「神ぞしるらむ」が「神ぞかぞへむ」となっている。

(昭和五十六年十月十二日受理)